令和２年度　文教委員会資料①

【議案第７８号】

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料　新旧対照表

市　民　文　化　局

（令和２年５月２７日）

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第２条　手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。 （１）～(15)　（略） (16)　削除 (17)～(295)　（略） 附　則 この条例は、公布の日から施行する。	**第２条**　手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。 （１）～(15)　（略） (16)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第１項の規定に基づく通知カードの再交付　１枚につき　500円 (17)～(295)　（略）